

社会福祉法人 京極町社会福祉協議会

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人京極町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事並びに評議員、評議員選任解任委員をいう。

(役員報酬)

第3条 本会の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け本会の業務を行う場合、別表1の通り費用を弁償する。ただし、事務局長等の職員が役員等の場合は支給しない。
2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(費用弁償額の支給方法)

第5条 役員等に対する費用弁償額の支給時期は、原則として当該費用弁償の発生した業務日とする。ただし、事情により予め費用弁償額を準備できない場合等には当該業務日から3業務日以内に支給を完了するものとする。
2 費用弁償額は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
3 費用弁償額は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7年5月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人京極町社会福祉協議会役員等報酬規程（平成29年4月1日制定）は廃止する。

別表1 役員等の費用弁償額

- | |
|----------------------------|
| (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 |
| 日額 2,000 円 |
| (2) その他法人の業務のため出席した場合の費用弁償 |
| 日額 1,000 円（業務時間が2時間未満の場合） |
| 日額 2,000 円（業務時間が2時間以上の場合） |
| (3) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 |
| 日額 5,000 円 |